

○内閣府令第十五号

学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第十一号）の施行に伴い、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年三月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(学校法人等に対する貸付けに係る債権) 第八条 「略」</p> <p>2 令第一条の三の四第二号イに規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 学校法人等の役員（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十七号）第三十五条第一項に規定する役員をいう。）、評議員（同法に規定する評議員をいう。）及び職員（同法第二十六条の二（同法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）に規定する職員をいう。）</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(学校法人等に対する貸付けに係る債権) 第八条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>三 学校法人等の役員（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十七号）第三十五条第一項に規定する役員をいう。）、評議員（同法に規定する評議員をいう。）及び職員（同法第三十八条第五項に規定する職員をいう。）</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この府令は、令和二年四月一日から施行する。